

## 助成制度廃止に伴う申請期限の延長及び令和4年度における経過措置について

高額な医療費を要する特定不妊治療（体外受精および顕微授精）にかかる経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に要した費用の一部を助成してきましたが、不妊治療の保険適用化に伴い、令和4年4月1日以降に治療を開始する方の助成制度が廃止されます。

大阪市では、令和4年3月31日までに治療を終了した方の申請期限の延長と、保険適用移行により治療計画に支障が生じないように、令和4年3月31日以前に治療を開始した方の年度をまたぐ一回の治療についての経過措置を次のとおり実施しますのでお知らせします。

### ●令和3年度の申請期限について

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに終了した治療）の申請期限については、令和4年6月30日（木）まで延長します。

### ●令和4年度の経過措置について

年度をまたぐ一回の治療については、令和4年度においても助成対象とします。  
申請期限は、令和4年12月28日（水）を予定しています。

対象の治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年4月1日以降に終了する保険適用外で実施した一連の特定不妊治療 （例.令和4年2月に採卵・体外受精・胚凍結し、令和4年5月に移植するもの）</li> <li>治療ステージC（凍結胚移植）については、治療開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精によって作られた受精胚の移植についても対象（保険適用外で実施したもの）</li> </ul> <small>※治療開始日…採卵や移植準備のための投薬の開始日</small>
助成回数	<u>1回限り</u> （令和3年度以前に行った治療で既に上限回数に達しているものは対象外）
その他	年齢制限、助成回数算定の考え方、助成金額等は現行制度（不妊に悩む方への特定治療支援事業）と同じ

申請は、必要書類をそろえてお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当までご提出ください。  
詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。

#### 【参考】現行制度の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦（事実婚含む）</li> <li>所得制限なし</li> <li>妻の年齢が43歳未満（毎回の治療開始日時点）</li> </ul>
助成回数	1子ごとに初回の助成を受ける治療開始日の妻の年齢により <ul style="list-style-type: none"> <li>40歳未満…1子ごとに6回まで</li> <li>40歳以上43歳未満…1子ごとに3回まで</li> </ul>
助成額	1回30万円まで。凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等は、1回10万円まで。また、対象となる男性不妊治療をあわせて行った場合は更に30万円まで。

#### <助成金に関するお問い合わせ>

大阪市子ども青少年局管理課母子保健グループ  
電話：06-6208-9966  
制度詳細については大阪市ホームページをご覧ください。



#### <不妊・不育に関するご相談>

おおさか不妊専門相談センター  
電話：06-6910-8655  
相談電話は原則、水曜日と金曜日です。  
詳細はセンターのホームページをご覧ください。



大阪市 不妊治療

検索

大阪 不妊相談

検索